

社会保障・税番号制度のご案内〈マイナンバー〉

★マイナンバー（社会保障・税番号）とは国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

「通知カード」について

白鷹町内にお住まいの方に個人番号をお知らせする「通知カードは、**11月10日から**順次「転送不用の書留郵便（郵便局の転送サービスの対象になりません。）」で配達されています。11月中に、町内すべての世帯に配達される見込みです。

1人暮らしの長期入院、入所者の方、東日本大震災による被災者の方、DV等被害者の方で、配達予定期間中に住所地に不在となる方は、居所情報の登録が可能です。

また、配達期間中旅行などで一時的に不在になる方は、後日、役場においていただいて受け取っていただくこともできます。

詳しくは町民課戸籍年金係（☎85-6129）にお問い合わせください。

「個人番号カード」について

通知カードと一緒に郵送される申請書をご利用いただいて、「個人番号カード」の申請ができます。

「個人番号カード」は、役場の窓口で証明書等を申請していただいた際の「本人確認の身分証明書」としてご利用いただけます。（「通知カード」は、本人確認のための身分証明書としてはご利用になれません。）

顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）をお持ちでない方には便利なカードですので、申請をご検討ください。



平成28年1月から、
社会保障・税・災害対策の行政手続で、
マイナンバーの利用が始まります。
こんな場面で、
あなたもマイナンバーを使います。

学生

- ・アルバイトの勤務先に
- ・奨学金の申請時に
- ・勤労学生の控除手続に

主婦・保護者

- ・パート・アルバイトの勤務先に
- ・出産育児一時金や育休の申請時に
- ・児童手当の申請時に

高齢者・障害者など

- ・年金給付の手続きに
- ・福祉や介護の手続に
- ・災害時の支援利用時に

従業員

- ・扶養控除等（異動）申告書など会社に提出する税務関係書類に
- ・健康保険や雇用保険、年金などの手続に

外国人

- ・中長期在留者や特別在留者などの外国人も税や社会保障等の手続でマイナンバーを使います。

・マイナンバーを使う手続きは法令で定められています。
・マイナンバーを使う手続きでは、身元確認書類による本人確認も行うため、マイナンバーだけでなりません。

問い合わせ

通知カード・個人番号について

コールセンター ☎ 0570-783-578 または 白鷹町役場町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

その他のマイナンバー制度について

コールセンター ☎ 0570-20-0178 または

マイナンバー 検索